

発議案第22号

緊急に介護報酬の再改定を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年9月11日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

| | | | |
|-----|----------|---------|---|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 堀 口 明 子 | ㊟ |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 植 田 進 | ㊟ |
| | 同 | 三 田 登 | ㊟ |
| | 同 | 伊 原 忠 | ㊟ |

提案理由

国に対し、住民・利用者の保険料・利用料の負担をふやさずに、緊急に介護報酬を大幅に引き上げを求める。

これが、本案を提出する理由である。

緊急に介護報酬の再改定を求める意見書

本年4月に改定された介護報酬は、ほぼ全てのサービスで基本報酬が引き下げとなった。改定では、重点化された認知症・中重度の利用者に対応する加算（0.56%）や介護職員の処遇改善加算（1.65%）は設けられたが、これらを除けばマイナス4.48%で、かつてない大幅なマイナスとなっている。とりわけ、デイサービスや特別養護老人ホームでは、マイナスによる影響は大きく、「採算」の合わない事業所の閉鎖や撤退が表れ始めている。今回の介護報酬の改定は、住民から介護サービスを奪う事態になりかねないのである。

政府は、今回の改定で「保険料の上昇を抑えた」としているが、それは同時に、介護サービスを縮小させ、サービスを利用できない「介護難民」を生むことを意味している。

「社会保障充実のため」と消費税を引き上げながら、「制度の持続可能性」を理由に介護報酬を引き下げ、介護保障を後退させるようなことは、とても納得できるものではない。

地域の介護資源を維持し、安全・安心の介護を守るためには、介護事業の維持と確保が困難になっている介護労働者の処遇改善が可能となる介護報酬の大幅なプラス改定が必要不可欠である。また、住民・利用者の保険料・利用料の負担増とならない措置も合わせて必要である。

よって、本市議会は国に対し、以下について改善するよう求めるものである。

記

1. 介護事業者と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、緊急に介護報酬を大幅に引き上げること。
2. 介護報酬の引き上げが、住民・利用者の保険料・利用料の負担増につながらないように措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様